

## 第3期

### 豊川市国民健康保険データヘルス計画

<別冊>

### 第4期 豊川市国民健康保険特定健康診査等実施計画

(令和6年度～令和11年度)

令和 6年 3月

豊川市国民健康保険

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 特定健康診査及び特定保健指導の導入背景及び計画策定の趣旨	
2 メタボリックシンドロームという概念への着目	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
第2章 特定健康診査等の実施目標	3
1 特定健診・特定保健指導の目標実施率の考え方	
第3章 特定健康診査等の実施方法	5
1 特定健診の実施方法	
2 特定保健指導の実施方法	
3 年間スケジュール	
第4章 特定健康診査等のデータの管理・受領・保存	11
1 データの受領・管理	
2 データの保存体制	
3 医療保険者間のデータ移動	
4 個人情報保護に関する規定・ガイドラインの遵守	
第5章 計画の公表及び特定健診等の周知	12
1 計画の公表方法	
2 特定健診等の周知方法	
第6章 計画の評価及び見直し	13
1 目標達成状況の評価方法	
2 計画の評価体制	
3 計画の見直し	

第7章 その他関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1 各種健診との連携・協働

2 実施体制の確保

## 第1章 計画策定の趣旨

---

### 1 特定健康診査及び特定保健指導の導入背景及び計画策定の趣旨

我が国では、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度により世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきました。

しかし、急速な少子高齢化、生活スタイルの変化、生活習慣病の増加など大きな環境変化に直面しています。将来にわたり国民皆保険制度を持続可能なものとしていくためには、医療制度の構造改革が求められています。

国民の受療の実態をみると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が除々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これは、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣により糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がされないまま、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどっていると考えられます。

このため、「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）」に基づいて、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という。）の仕組みが導入され、特定健康診査等実施計画を定めることとなりました。

豊川市国民健康保険（以下「豊川市国保」という。）は、加入者一人ひとりが生涯にわたっての生活の質の維持・向上を目的に、法第19条に基づき平成20年に第1期、平成25年に第2期、平成30年に第3期の計画を策定し、これに基づき特定健診及び特定保健指導を実施してきました。

今回、これまでの実施体制や実績、課題等を整理し、豊川市国保加入者が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう「第4期 豊川市国民健康保険 特定健康診査等実施計画」を策定し、継続して特定健診及び特定保健指導の実施を推進していきます。

### 2 メタボリックシンドロームという概念への着目

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

このため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

特定健診は、このメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

### **3 計画の位置づけ**

本計画は、愛知県が策定する「愛知県医療費適正化計画」や本市が策定する「豊川市総合計画」「豊川市国民健康保険データヘルス計画」等の上位計画、関連計画との整合を図ります。

### **4 計画の期間**

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。

## 第2章 特定健康診査等の実施目標

### 1 特定健診・特定保健指導の目標実施率の考え方

令和11年度における、全国の目標実施率は特定健診70%以上、特定保健指導45%以上、市町村国保の加入者に係る特定健診、特定保健指導はそれぞれ60%以上とされています。

豊川市国保の令和4年度の実績は、特定健診33.4%、特定保健指導15.6%と国の掲げる目標と大きくかい離しています。そのため、本市においては市町村国保の目標実施率ではなく、実現可能な目標として令和11年度の特定健診41.0%以上、特定保健指導19.9%以上を目標とし、引き続き、実施率の向上に向けて取り組みます。

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、生活習慣病の予防対策という特定健診・特定保健指導の目的を踏まえ、第3期の目標値25%以上（平成20年度対比）を維持することとされているため、豊川市国保でも目標として設定します（表1、表2）。

表1 目標実施率の6か年計画

（単位：％）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診実施率（注1）	35.9	36.9	37.9	39.0	40.0	41.0
特定保健指導実施率（注2）	17.6	17.9	18.4	19.0	19.4	19.9
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群減少率（平成20年度対比）（注3）						25.0

（注1） 特定健診実施率： 
$$\frac{\text{当該年度中に実施した特定健診の受診者数（他者が実施した健診でそのデータを保管しているものも含む。）}}{\text{当該年度末における、40～74歳の被保険者数}} \times 100$$

【条件】 分子・分母の数から、年度途中で異動した者及び特定健診の除外対象となる者（妊産婦等）に係る数は除外

（注2） 特定保健指導実施率： 
$$\frac{\text{当該年度の動機付け支援終了者数} + \text{積極的支援終了者数}}{\text{当該年度の健診受診者のうち、階層化により動機付け支援の対象とされた者の数} + \text{積極的支援の対象とされた者の数}} \times 100$$

【条件】 ・途中終了（脱落・資格喪失等）者は分母に含め、分子から除外  
・年度を超えて特定保健指導を受け、実績報告時までに完了している者は分子に算入、実績報告時に未完了の場合は、次年度実績とするため、分母からは除外せず、分子から除外（除外した分子は次年度に算入）

(注3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率：

$$\frac{\text{基準年度（平成20年度）の 特定保健指導対象者の推定数} - \text{当該年度の 特定保健指導対象者の推定数}}{\text{基準年度（平成20年度）の特定保健指導対象者の推定数}} \times 100$$

表2 目標実施率に対する実施者見込数

(単位：人)

(上段：対象者数、下段：実施者数)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診		21,357	20,930	20,512	20,101	19,699	19,305
		7,661	7,724	7,782	7,834	7,881	7,923
特定保健指導	積極的支援	190	192	193	194	195	197
		33	34	36	37	38	39
	動機付け支援	733	739	745	749	754	757
		129	133	137	142	146	151

## 第3章 特定健康診査等の実施方法

---

### 1 特定健診の実施方法

#### (1) 対象者

特定健診の対象者は、豊川市国保加入者のうち、実施年度中に40歳から74歳となる者(実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む。)とします。特定健診の受診は、各年度に1人1回とします。

なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者(刑務所入所中、海外移住、長期入院等)は対象外です。

#### (2) 周知、案内方法

##### ア 周知方法

年度当初に「特定健康診査のご案内」(以下「パンフレット」という。)等を作成し、公共機関等に配布し、周知します。

イ 広報とよかわ、市ホームページへの掲載や、SNS(ソーシャルネットワークサービス)における広報等で周知します。

##### ウ 受診券・受診案内

対象者に対し、年度当初に受診券と共に受診方法、実施医療機関等について記載した受診案内を郵送します。

#### (3) 実施方法・実施場所・実施期間

医療機関個別方式と集団方式で実施します。実施方法については、がん検診、各種人間ドックとの同時実施、休日・夕方健診の実施、インターネットを通じた予約の実施など、受診者の利便性を図ります。

##### ア 医療機関個別方式

(一社)豊川市医師会、豊川市民病院と契約を締結して実施します。実施期間はがん検診の受診期間と合わせ、5月から2月です。

##### イ 集団方式

民間業者と契約を締結して実施します。実施日時については、受診案内や広報とよかわ及びパンフレット等で周知し、豊川市保健センター始め市内公共施設を会場として行います。実施期間については、6～8月(春)、9月～11月(秋)。その後、未受診者へはがきでの受診勧奨を行い、全日程終了後(1月)に追加による健診を実施します。

このほか、愛知県厚生農業協同組合連合会(JA)と契約を締結して実施します。

#### (4) 実施項目

特定健診の法定健診項目の必須項目に「クレアチニン」「貧血検査」「eGFR」「アルブミン」「尿酸」を市独自項目として全員に実施します(表3)。

表3 健診項目

基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・問診 ・診察 ・身体計測(身長・体重・腹囲)</li><li>・血圧測定 ・尿検査(蛋白・糖)</li><li>・肝機能検査(GOT(AST)・GPT(ALT)・<math>\gamma</math>-GTP・アルブミン)</li><li>・血中脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)</li><li>・血糖検査(ヘモグロビンA1c)</li><li>・腎機能検査(クレアチニン・eGFR・尿酸)</li><li>・貧血検査(ヘマトクリット値・赤血球数・血色素量)</li></ul>
詳細な健診項目 (※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・心電図検査</li><li>・眼底検査</li></ul>

※ 一定の基準の下、医師が必要と判断した者に実施

#### (5) 健診結果

健診結果は受診者に個別に通知します。また、全ての受診者に対して、健診結果を正しく理解し、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、その改善に関する基本的な情報を提供します。

集団方式による特定健診(以下「集団健診」という。)受診者に対しては、受診後に健診結果を受け取った受診者が適切な保健行動がとれるよう、受診当日に検査値の見方に関する説明・情報提供を行います。

#### (6) 外部委託の実施

特定健診は、外部に委託して実施します。外部委託の実施にあたっては、受診者の利便性に配慮した対応と質を確保するため、「特定健康診査の外部委託に関する基準(厚生労働省告示)」を満たしていることを条件とします。

#### (7) 事業主健診等のデータ収集方法

他の法令等に基づく健診(労働安全衛生法に基づく健康診断等)を受診した者については、その結果のうち特定健診の実施項目と重複する部分については豊川市国保での実施が不要になります。しかし、対象者が他の健診を受診した者であることを把握することは困難なことから、対象者であ

る受診者本人から健診結果を紙ベースで提出していただけるよう、受診券とともに送付する受診案内で依頼します。

#### (8) 未受診者への対応

特定健診未受診者への受診勧奨については、電話やはがきによる受診勧奨を実施します。

また、効果的に受診勧奨を行うため、過去の受診状況や年齢など対象者の特性に応じた個別具体的な受診勧奨を行います。

#### (9) 医療機関受診勧奨判定値以上の者への対応

特定健診の結果、医療機関受診勧奨判定値以上と判定された者については、生活習慣病の発症、悪化を防ぐために、医療機関への受診が必要です。そのため、健診受診後の医療機関への受診の有無について電話等で確認し、未受診者については、医療機関への受診勧奨を行います。

## 2 特定保健指導の実施方法

### (1) 特定保健指導対象者の選定と階層化

特定保健指導対象者の選定は、特定健診結果に基づき、以下の階層化基準に照らして行います。ただし、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は、既に医師の医学的管理下で指導されているため、対象者から除きます。また、2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、動機付け支援相当に階層化します（表4）。

表4 特定保健指導階層化基準

腹囲	追加リスク ①血糖②脂質③血圧	④喫煙*	対象	
			40～64歳	65～74歳
≥85 cm (男性)	2つ以上該当	／	積極的支援	動機付け支援
≥90 cm (女性)	1つ該当	あり	積極的支援	
		なし	動機付け支援	
上記以外で BMI ≥25	3つ該当	／	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり	積極的支援	
		なし	動機付け支援	
	1つ該当	／	動機付け支援	

(注) 喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを示します。

\*質問票において「以前は吸っていたが最近1ヶ月は吸っていない」場合は「喫煙なし」として扱う。

## (2) 案内方法

階層化により抽出された対象者に対し、月初めに利用券とともに、利用方法、実施機関等について記載した利用案内を郵送します。

## (3) 実施期間

年間を通じて実施します。ただし、利用開始は、利用券発行日より2か月後の月末とし、利用期間が年度をまたぐ場合には、3か月後の評価時まで継続して実施します。

## (4) 実施場所

(一社)豊川市医師会(実施医療機関)、豊川市民病院、保健センターで実施します。また、必要に応じて訪問による指導も実施します。

## (5) 実施方法

個別方式、集団方式の2方式で実施します。初回面接については、特定健診当日の腹囲、体重等の結果から特定保健指導の対象と見込まれる者に対し、把握できる情報をもとに暫定的に行動計画を作成し、初回面接の分割実施を行います。

### ア 動機付け支援

個別方式については、面接による支援を原則1回実施します。個別方式、集団方式の特定保健指導共に、初回面接より3か月経過後に面接、電話等による実績評価を実施します。

### イ 積極的支援

個別方式については、面接による支援を行い、その後、面接又は電話、健康教室等により3か月以上の継続的な支援を実施します。また、積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導モデル実施も行います。

## (6) 外部委託の実施

特定保健指導の一部を、外部に委託して実施します。外部委託の実施にあたっては、利用者の利便性に配慮した対応と質を確保するため、「特定保健指導の外部委託に関する基準(厚生労働省告示)」を満たしていることを条件とします。

## (7) 特定保健指導利用率向上への対応

ア 特定保健指導については、健診から保健指導開始までの期間が短いほど実施率が高くなる関係性が認められています。そのため、集団健

診受診者に対して個別方式及び集団方式での結果相談会を実施し、特定保健指導対象に該当する者がいた場合は、結果相談会で初回面接ができる体制を整えます。

イ 特定保健指導利用券送付時に、特定保健指導利用意向確認書を同封し、未利用の場合の理由について調査し、実態把握に取り組みます。

ウ 特定保健指導対象者で特定保健指導利用意向確認書の返信がなく、保健指導利用に至っていない者に対し、手紙での利用勧奨を実施します。また、血糖において特定保健指導対象者になっている者に対しては、糖尿病性腎症重症化予防の観点から、重点的に電話での利用勧奨を行います。

エ 特定保健指導利用者は、未利用者と比較して検査値が改善していることが明確なため、特定保健指導の有効性について周知を強化します。

### 3 年間スケジュール

基本的な年間スケジュールについては、以下のとおりです。

月	特定健診	特定保健指導	広報・その他
4月	・受診券送付	保健指導実施 未利用者勧奨	広報とよかわによる周知 市ホームページ更新
5月	・医療機関健診開始		
6月	前期集団健診		
7月			豊川市国民健康保険 運営協議会へ実績等 の報告
8月	・受診勧奨通知		
9月			
10月	後期集団健診		社会保険支払基金へ報告
11月			
12月	・受診勧奨通知		実績報告作成・公表
1月	・集団健診追加実施		広報とよかわによる周知
2月	・医療機関健診終了▼		前年度事業評価及び 実施計画見直し
3月			

## **第4章 特定健康診査等のデータの管理・受領・保存**

---

### **1 データの受領・管理**

特定健診の費用支払い及びデータの送信事務並びにデータ管理・保存に関し、代行機関として愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に事務委託します。特定健診及び特定保健指導機関から提出されたデータは、国保連の特定健康診査等管理システムにおいて管理・保存します。

### **2 データの保存体制**

特定健診等の紙媒体での保存期間は5年とします。電子データの保存期間は最低5年とします。保存期間を経過した記録・データは適切に処分・廃棄します。

国保連の特定健康診査等管理システムに保存されたデータの照会・出力については、アクセス制限を実施し、限られた職員のみで行います。

### **3 医療保険者間のデータ移動**

健診結果等は本人が主体的に継続的に保管し、健康管理を行っていくものであることから、新保険者へは本人の判断の上で記録等を提供するものとします。

ただし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行うため、法の規定に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、必要な情報提供を行います。

### **4 個人情報保護に関する規定・ガイドラインの遵守**

特定健診等の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン（「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）並びに豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例の周知徹底を図ります。

また、委託契約の際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、契約内容を遵守するよう指導、管理していきます。

## 第5章 計画の公表及び特定健診等の周知

### 1 計画の公表方法

本計画は、広報とよかわや市ホームページ等で公表をします。計画の内容に変更が生じた場合も同様です。

### 2 特定健診等の周知方法

特定健診等の受診率向上につながるよう、今後も取組を継続しながら次のように周知します。

	令和5年度までの取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
受診券の送付	対象者全員に受診券と健診のお知らせを送付	健診のお知らせと同時に、健診の必要性についての啓発も実施していく	→				
広報とよかわでの周知	4月健診受診券送付案内 5月・9月・1月に保健コーナーで集団健診の案内周知	継続実施	→				
メディアでの周知	市ホームページで周知 とよかわ安心メールで集団健診の募集時期に周知 メセナ5月号にて周知	継続実施するとともに、ケーブルテレビ、公用車での周知等検討していく	→				
チラシの配布	全医療機関に健診のチラシを配布 保健センターでのチラシ設置	継続実施するとともに、公共機関等での配布、設置依頼をしていく	→				
ポスター掲示	市役所・保健センター・御津福祉保健センター・いかまい館に掲示	継続実施するとともに、商業施設などでの掲示やパネル掲示等検討依頼していく	→				
図書館コラボで健診のPR	R3.4年度実施	実施再開	→				
受診勧奨はがきで未受診者への受診勧奨	年2回9月12月にはがきを送付	はがきサイズを大きいものへ変更し、啓発していく	→				
継続受診の啓発	集団健診受診時に翌年も受診するよう啓発	継続実施	→				
新規国保加入者への窓口での周知	新規国保加入者に窓口で案内チラシの配布 新規加入者には受診券と一緒に健診案内送付	継続実施	→				
出前講座	令和4年度1回 令和5年度1回・・・講座の中でチラシを配布	継続実施	→				
各種イベントでの周知	講演会などの実施時にチラシの設置・配布	継続実施	→				
健康マイレージで動機づけ	健診を受診することで健康マイレージにポイント加算	継続実施	→				
保健センター、介護高齢課等関係機関の教育事業での周知	保健師の保健活動の中で、地域のサロンや老人会の中で受診啓発	継続実施	→				

## 第6章 計画の評価及び見直し

---

### 1 目標達成状況の評価方法

#### (1) 特定健診・特定保健指導の実施率

国への実績報告に基づいて、男女別、年齢階層別、特定保健指導の支援形態別等の実績評価を毎年行います。

#### (2) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

平成20年度実施分の健診結果データによる国への実績報告ファイルと、令和11年度実施分の国への実績報告ファイルを比較し、両ファイルにおけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を用いて減少率を算出し、実施計画上の目標値と比較します。

### 2 計画の評価体制

豊川市国民健康保険運営協議会を最上位機関と位置づけ、年1回事業や実績等について評価を受けます。

### 3 計画の見直し

本計画は、社会環境・地域課題の変容に対応し、必要に応じて柔軟に計画の内容を見直します。

## 第7章 その他関連事項

---

### 1 各種健診との連携・協働

特定健診受診者が、同時にがん検診を受診できるよう、実施方法について関係各課との調整を行うなど連携を図ります。

また、愛知県後期高齢者医療広域連合が実施する健診と特定健診との同時実施や実施期間の統一といった協働関係を継続していきます。

### 2 実施体制の確保

特定保健指導は、当該指導に関する技術・手法等の向上のため、随時関係者において知見の共有、研さんを積む必要があります。そのため、専門職の適正配置及び研修機会の拡大に努めます。委託先となる特定保健指導実施機関に対しては、県等が開催する研修を受講するよう勧奨します。

**第4期 豊川市国民健康保険 特定健康診査等実施計画**

**発行年月：令和6年3月**

**発行：豊川市**

**編集：豊川市健康福祉部保険年金課**

**〒 442-8601**

**愛知県豊川市諏訪1丁目1番地**

**TEL (0533) 89-2135**

**FAX (0533) 89-2172**